

お知らせ

本年度の健康診査(健診)はお済みですか

市の国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入中の人は、国が定める健康診査の項目を、市の補助でお得に受診できます。一年に一度のチャンスを生かしましょう。

※本年度受診済みの人は利用できません

Table with 4 columns: 健診種類, 生活習慣病健診, 特定健診, 後期高齢者健診. Rows include 対象年齢, 対象者, 料金.

マイナポイントの申し込み期限は5月末までです

令和5年2月末までにカードの発行申請をした人で、マイナンバーカードが手元にあり、まだポイントを買っていない人は、マイナポイントの申請ができます。



詳しくはマイナポイント第2弾ホームページ(総務省)をご覧ください。

市役所でのポイント申請手続き

- ▼とき 平日のみ
▼ところ 市役所1階
▼持ってくるもの
・マイナンバーカード
・暗証番号(利用者証明用・券面事項入力補助用)

口座番号が分かる通帳など
ポイントを受け取るためのキャッシュレス決済サービス(カードやアプリ・アカウント情報など)

※予約不要ですが、込み合うことが予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください

企画課 企画広報班
☎(248)1813

- ▼ところ 菊池養生園
▼受診期限 3月31日(金)
▼検査内容 血液検査、尿検査など
▼申込方法 電話
①健康づくり推進課
☎(248)1173

市奨学金貸付制度(無利子)

向学心に富んだ学生・生徒で、経済的理由により修学が困難な人に奨学金の貸し付けを行ないます。

▼資格
・奨学生の保護者が市民であること
・大学、高等専門学校、高等学校、専門学校に令和5年4月時点で在学中の人
・経済的理由で学費の支払いが困難な人
・日本学生支援機構、その他(地方公共団体・公益法人・学校法人など)の奨学金の貸し付けを受けていない人

▼貸付期間
奨学生が在学する学校を卒業するまで

▼提出書類
①奨学金申請書
②奨学生推薦書
③保証書(連帯保証人2人)
④家族調査書

ひきこもりのことで困っていませんか

市では、ひきこもりに関する相談窓口を設置しています。ひきこもりは、誰にでも起こり得ます。一人で抱え込まずに、悩みや気になっていることなど、どのようなことでもいいので、あなたのタイミングで気軽に相談してください。

当事者はもちろん、家族からの相談もお待ちしています。

安心サポート台志
☎(248)1100

平日 午前8時30分〜午後5時15分

若者への就労出張相談を実施しています

就職・再就職の困り事や悩みなど気軽に相談ください。相談は無料です。

▼とき
毎月第2・第4木曜日
午前10時〜午後4時(祝日を除く)
事前予約が必要です。

▼ところ
ヴィーブル相談室(女性子ども支援課前)

- ⑤家族全員の住民票(世帯主・続柄の記載のあるもの)
⑥家族全員の源泉徴収票または確定申告書の控え
⑦在学証明書
▼貸付金支払月
・7月(4〜6月分)
・10月(7〜9月分)
・12月(10〜12月分)
・3月(1〜3月分)

貸付金額

Table with 4 columns: 区分, 国公立, 私立, 金額. Rows include 大学生・専門学校生, 高校生.

▼申請期間
4月3日(月)〜28日(金)
※制度や書類の書き方について個別に説明しますので、申請希望者は学校教育課にお越しください

①申請 学校教育課 総務施設班
☎(248)2366

高齢者へ無料で職業紹介しています

高齢者無料職業紹介所は、厚生労働大臣の許可を受けた職業紹介所で、事業主と求職者の就業相談・紹介を行なっています。

▼とき
毎週月・水・金
午前10時〜午後4時

▼ところ
熊本高齢者無料職業紹介所
熊池相談所
(菊池市隈府1272-110)
県菊池保健所内

☎0968(24)2125

マイナンバーカードの手続き停止日について

全国的なシステムメンテナンス作業実施に伴い、窓口でもマイナンバーカードの手続きが制限されます。あらかじめご了承ください。

Table with 3 columns: 停止日, できる手続き, できない手続き. Rows include 5月1日(月)、2日(火).

※停止日に住所変更や氏の変更などをする場合は、カードの券面記載変更の手続きのために、後日再来庁が必要です

市民課
☎(248)1113



手話奉仕員養成講座

意思疎通支援を行なう手話通訳者を養成します。

▼とき
入門課程(17日程度)
4月5日〜8月2日
基礎課程(28日程度)
9月6日〜令和6年3月27日

※各回とも期間中毎週水曜日の午後7時〜9時に開催

▼ところ
栄市民センターみどり館

受講料 無料
(テキスト代など7600円は自己負担)

▼受講資格
高等学校卒業以上の学力を持ち、手話通訳活動ができる人。高校生は令和6年3月卒業見込みの人

※基礎課程受講者は入門課程を履修した人に限ります

▼申込方法
テキスト代を添えて講座初日に会場でお申し込みください。

①県ろう者福祉協会
☎(383)5587
☎(384)5937

